

平成十九年十一月十六日受領
答弁第一九八号

内閣衆質一六八第一九八号

平成十九年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助に関する再質問に
対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一二二号）一について及び先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一六〇号）三から五までについて述べたとおりである。また、お尋ねの公的会食業務の回数及びそれに要した金額については、外務省として取りまとめたデータは存在せず、百八の在外公館の関連書類を精査する作業は膨大となることから、お答えすることは困難である。このようにお答えしたのは、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定に従い、また、平成十六年八月及び平成十八年六月の衆議院議院運営委員会理事会における質問主意書制度に関する合意等を踏まえたものである。

三について

公的会食業務は、様々な働きかけや情報収集等の観点から、我が国の外交活動の一環として重要な意義を有しており、先の答弁書（平成十九年十一月六日内閣衆質一六八第一六〇号）三から五までについてで

お答えしたとおりである。

四について

財務省としては、公的会食業務は、我が国の外交活動の一環として行われていることから、そのための予算措置がなされているものと認識している。